

ブラジルの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という）は、世界第5位の人口と面積を有する南米最大の国家であり、いわゆる「BRICs」（ブラジル、ロシア、インド及び中国）の一角を占めている。日本からみるとブラジルは地球の反対側にあること等から、多くの日本人にとって、ブラジルは、馴染みのある国とは言い難い。しかし、1908年から始まった日本人の移住の結果、現在、ブラジルにおける日系人は約150万人にのぼる²。また、2014年にサッカーのFIFAワールドカップが開催されたことに加え、2016年にはリオデジャネイロで夏季オリンピック大会が開催されることから、日本でもブラジルへの関心が高まっている。

ブラジルは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール、ポルトガル語では「MERCOSUL」、スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ブラジルのほか、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラ及びボリビアの6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

ブラジルの法制度³は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。法形式としては、①憲法、②補足法（憲法の規定する事項を補足する法形式）、③（通常の）法律、④暫定措置（緊急の場合に行政府により公示され、公示後30日以内に国会により法律への転換の採決がなされるべき法形式）、⑤委任法（国会が委任権の内容及び行使形態を列挙した決議を通じて行った委任に基づき、行政府が制定した法形式）、⑥立法府命令（国会が立法手続において排他的に行使する議決行為）、⑦決定（委任法の承認のように、手続的効果を有する国会及び議院が行う行為）、⑧命令（行政府により発令される規範命令）、⑨行政法規（各省及び独立行政機関がその管轄する分野において公示する法形式）等がある。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『データブック オブ・ザ・ワールド 2016年版』（二宮書店、2016年）450頁。

³ ブラジル法一般についての文献としては、二宮正人・矢谷通朗編『ブラジル法要説 法令・判例へのアプローチ』（アジア経済研究所、1993年）、二宮正人著「ブラジル法(1)～(3)」、『法学教室 No.373～375』（有斐閣、2011年）所収がある。また、ポルトガル語と日本語の法律用語辞典としては、森征一・二宮正人著『ポ日法律用語集』（有斐閣、2000年）がある。

る⁴。これら各種の法形式は、公用語であるポルトガル語により表記される。裁判所による判決例については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていないが、事実上、重要な役割を果たしている。

日本企業のブラジル進出が増加するに伴い、日本企業がブラジルにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ブラジルの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ブラジルの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II 知的財産法全般

一般に、ブラジルの法制度は、連邦法と州法等から構成されるが、知的財産法の分野に関しては、連邦法が中心的役割を果たす。まず、ブラジルの1988年連邦憲法⁵には、知的財産権に関するいくつかの条項が含まれている（5条27～29号）。また、連邦法たる「産業財産法」（1996年5月14日法律第9279号。2001年2月14日法律第10196号により改正）⁶、「著作権法」（1998年2月19日法律第9610号）⁷及び「コンピュータ・プログラム保護法」（1998年2月19日法律第9609号）⁸等により、ブラジルの知的財産法の主な制度が形作られている。とくに「産業財産法」は、特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、産業財産の侵害、技術移転等について一括して規定しており、最も重要な法律であるといえる。その他、「育成種保護法」、「集積回路配置保護法」等が制定されている。

ブラジルは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、WIPO設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）、国際特許分類に関するストラスブール協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）、汎アメリカ・ブエノスアイレス特許条約等である。なお、ブラジルは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書にはいまだ加盟していない。

⁴ 前掲『ブラジル法要説』28～35頁。

⁵ ブラジル連邦共和国憲法の和訳としては、山口和秀著「ブラジル連邦共和国」（阿部照哉＝畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』（有信堂高文社、2009年）所収）352～388頁がある。

⁶ 産業財産法の和訳としては、以下のものがある。①前掲『ブラジル知的財産法概説』143～184頁、②特許庁のウェブサイト「外国産業財産制度情報」の「ブラジル」の「産業財産法」（<https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm#png>）。本稿の執筆にあたっては、原則として、上記①の和訳に従った。

⁷ 著作権法の和訳としては、以下のものがある。①前掲『ブラジル知的財産法概説』185～209頁、②著作権情報センターのウェブサイト「ブラジル編」（<http://www.cric.or.jp/db/world/brazil.html>）。本稿の執筆にあたっては、原則として、上記①の和訳に従った。

⁸ コンピュータ・プログラム保護法の和訳としては、前掲『ブラジル知的財産法概説』210～214頁がある。本稿の執筆にあたっては、原則として、上記の和訳に従った。

知的財産権に関連するブラジルの政府機関のうち最も主要なものである国家産業財産庁 (Instituto Nacional da Propriedade Industrial (INPI))⁹は、1970年にリオデジャネイロに設立され、特許出願、意匠出願、商標出願の審査等の業務を行っている。また、著作権に関しては、ブラジルにある文化省 (Ministério da Cultura (MinC))¹⁰が著作権に関する情報提供・教育・研究等を行い、リオデジャネイロにある国立図書館 (Biblioteca Nacional (BN))¹¹の著作権部 (Escritório de Direitos Autorais (EDA))が文学・絵 (イラスト) の著作権登録の受付等の業務を行っている¹²。

Ⅲ 特許・実用新案

ブラジルの産業財産法は、「2名以上の者が、独立した形で、同一の発明又は実用新案を創作した場合、発明又は創作の日時に関係なく、最先の出願を証明する者に特許権が保証される。」と規定し、先願主義を採用している。

特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。ブラジル国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願は、ポルトガル語で行わなければならない。

特許出願書類が提出されると、方式審査及び実体審査が行われる。審査請求が行われない限り、実体審査は行われない。審査請求は、出願人だけでなく、第三者も行うことができる。グリーン・パテント (環境技術に関する特許) 等の出願の場合、優先審査を請求することができる。

特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性とは、「従来技術 (出願日又は優先日前に、書面、口頭又は使用等により、ブラジル又は世界のいずれかの場所において公衆に利用可能となった全てのもの) を構成しないこと」を意味し、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。

出願日から36か月以内に審査請求が行われると、特許性等に関する調査報告及び見解書が作成される。上記見解書において、特許性がないとの見解が記載されていた場合には、90日以内に、出願人は、意見書を提出することができる。また、上記見解書において、技術的要件について補正を求めていた場合には、90日以内に、出願人は、補正書を提出することができる。出願人が提出した意見書又は補正書により特許の要件を満たすと認められた場合、特許査定され、料金納付により特許権が付与される。特許出願が拒絶された場合は、拒絶決定通知日から60日以内に、INPI長官に対し、審判請求を行うことができる。

特許権付与後6か月以内であれば、利害関係人は、INPI長官に対し、無効宣告を請求することができる。また、特許権の存続期間中はいつでも、連邦裁判所に対し、無効宣告を請

⁹ <http://www.inpi.gov.br/>

¹⁰ <http://www.cultura.gov.br/>

¹¹ <http://www.bn.br/>

¹² <http://www.bn.br/servicos/direitos-autorais>

求することができる。特許権の存続期間は、出願日から 20 年間である。

ブラジルの産業財産法では、実用新案権制度も採用されている。即ち、「実用物又はその一部は、産業上利用することができ、かつ、その進歩性により、新規の形式又は構造を有し、その使用又は製造における機能の改良をもたらす場合、実用新案として特許を受けることができる。」と規定されている（9 条）。実用新案権の存続期間は出願日から 15 年間であるが、それ以外の点では、実体審査が行われることを含めて、特許権の場合と同様である。

従来、ブラジルでは、バック・ログ（審査案件の滞留）の多さが問題となってきたが、最近では、電子出願システムの採用等により、審査迅速化が図られてきている。

ブラジルでも、特許権侵害についての均等侵害及び寄与侵害の概念が認められている。

IV 意匠

ブラジルの産業財産法によると、意匠とは、「物の装飾的外形又は製品に使用される線と色彩の装飾的結合が、その外形に新規かつ独創的な視覚的効果を有し、工業生産を化体するものとして機能し得るもの」をいう（95 条）。部分意匠制度は採用されていない。

方式審査を通過した意匠出願は自動的に公開される。新規性、独創性についての実体審査は行われず、方式審査のみで意匠登録される。但し、意匠登録された意匠権の存続期間中に意匠権者は、新規性、独創性等の実体要件を判断してもらうため、審査請求することが認められている。審査の結果、当該意匠に、新規性、独創性等の実体要件を欠いている等の無効理由があると認められた場合、職権による無効手続が開始される可能性がある。

新規性とは、「技術水準（出願日又は優先日前に、書面、口頭又は使用等により、ブラジル又は世界のいずれかの場所において公衆に利用可能となった全てのもの）の一部でないこと」を意味し、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。

独創性とは、「出願された意匠が、先行する他の物とは異なる視覚的効果を有すること」をいう。

意匠権登録後 5 年以内であれば、利害関係人は、INPI に対し、無効宣告を請求することができる。また、意匠権の存続期間中はいつでも、連邦裁判所に対し、無効宣告請求訴訟を提起することができる。意匠権の出願後最初の存続期間は 10 年であるが、その後、5 年ごとに、合計 25 年まで延長することができる。

V 商標

ブラジルで商標として保護される標章は、「視覚的に識別性を有し、かつ、法令の禁止事由にあたらぬ標章」（産業財産法 122 条）である。立体商標のほか、証明商標及び団体商標も認められている。動き、音、香り、味の商標は、認められない。

ブラジルの産業財産法は、商標出願についても、先願主義を採用している。商標出願につ

いて、一出願一区分制が採られているため、区分ごとに出願を行う必要がある。ブラジルは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」には加盟していないため、マドプロ出願によりブラジルでの商標登録を受けることはできない。

INPI への商標出願は、出願日が付与された後、審査前に全件公開される。出願公開後 60 日以内は、異議申立てが可能である。異議申立て期間内に異議申立てが無かった場合は、審査が行われる。異議申立て期間内に異議申立てがあった場合は、答弁書提出期間満了後に、審査が行われる。審査においては、方式審査及び実体審査が行われる。審査請求制度は採られていない。審査の結果、審査官が登録要件を満たしていると判断した場合、許可決定公告日から 60 日以内に登録料を納付すれば、登録付与が公告され、登録証が発行される。これに対し、審査官が登録要件を満たしていないと判断した場合、出願人に対し通知を発行し、応答を求める。出願人は、当該通知の発行日から 60 日以内に応答書を提出しなければならない。提出しなかった場合には、出願は却下される。提出した場合には、審査が継続され、審査官により、登録又は拒絶の決定が行われる。出願拒絶決定に対しては、決定公表日から 60 日以内に INPI に対して不服申立てをすることができる。なお、以前は、コンセント制度（他者の先行商標と抵触する場合、後の出願には拒絶理由があることになるが、当該他者から後の出願の登録について同意する旨のレターを得て INPI に提出すれば、拒絶理由は無くなるという制度）が採用されていた¹³が、INPI 法務局の 2012 年 8 月 21 日通達により、「同意」は、審査の参考資料としての位置付けに変更されている。

商標権の存続期間は、登録日から 10 年間であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

登録付与後継続して 5 年以上、正当な理由なく、登録商標が使用されていない場合、利害関係人は、INPI に対し、登録商標の取消を請求することができる。

登録付与日から 180 日以内に、利害関係人は、INPI に対し、無効宣告を請求することができる。また、登録付与日から 5 年以内に、利害関係人は、連邦裁判所に対し、無効宣告請求訴訟を提起することができる。

著名商標（ブラジルにおける登録商標が著名なものである場合）は、全ての事業分野において、特別の保護を受けることができる。また、周知商標（ある事業分野で周知されている商標）は、パリ条約 6 条の 2（1）の規定に基づき、ブラジルにおいて事前に出願又は登録されているか否かに関わらず、特別の保護を受けることができる。例えば、周知商標の全部又は一部を複製又は模倣してなされた商標の登録出願については、INPI は、職権により、却下することができる。

VI 著作権

¹³ ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ブラジル」の「制度」31 頁。<http://www.iprsupport-ipo.go.jp/miniguide/pdf2/Brazil.html>

1988年連邦憲法には、著作権に関するいくつかの条項が含まれている（5条27・28号）が、著作権に関する主要な法律は、「著作権法」及び「コンピュータ・プログラム保護法」である。

著作権法により保護される「著作物」は、知的創作でなければならないが、既知又は今後考案されるものか否か、有形か無形か、どのような手段により表現されるか、どのような記録媒体に固定されるかを問わない。具体的には、文章、講演、演劇、舞踊、音楽、映画、写真、絵画、図表、設計図等が「著作物」に含まれ、原著作物の翻訳・翻案等も含まれる。また、コンピュータ・プログラムは、著作権法にいう「著作物」にも含まれるが、「コンピュータ・プログラム保護法」の適用も受ける。さらに、内容の選択、構成又は配列により知的創作から構成される、編集物やデータベース等も、著作権法にいう「著作物」に含まれる。

著作権（文芸、美術又は学術の著作物を使用し、収益し、及び処分する権利）は、著作者に帰属する。著作権の保護期間は、70年である。

著作権は登録しなくても法的保護を受けることができるが、著作権法は、著作権を任意に登録することができることを認めている。任意で著作権を登録しておくこと、著作権の存在が推定されることとなり、著作権侵害紛争が生じた際に、自己が著作権者であることの立証が容易となる。

著作者人格権としては、公表権、氏名表示権、同一性保持権及び修正・撤回権等があり、譲渡・放棄不能性等の性質を有する。

著作者の権利に関する規定は、その性質に反しない限り、著作隣接権（翻案家又は実演家、音声記録著作物の制作者並びに放送事業者の権利）に準用される。

VII 営業秘密

1988年連邦憲法には、営業秘密に関するいくつかの条項が含まれている（5条10・12・16・33号）ほか、産業財産法が3つの具体的な営業秘密侵害行為を「不正競争」として位置付けている（195条11・12・14号）。即ち、①「契約又は雇用関係を通じて得たもので、工業、商業活動又は役務提供において使用可能な秘密の知識、情報又は資料を、許可なく漏洩し、利用し、又は使用する」行為（11号）、②「前号の知識又は情報で、不正の手段によって取得し、又は詐欺的行為を通じて知ったものを、許可なく漏洩し、利用し、又は使用する」行為（12号）、③「非公開の実験結果その他の資料で、その実施又は作成に相当の労力が費やされ、かつ、製品の商業化の認可を得るための条件として政府機関に提供されたものを、許可なく漏洩し、利用し、又は使用する」行為（14号）が、具体的な営業秘密侵害行為とされている。なお、上記のうち、11号と12号の行為については、企業の利用者、出資社員又は経営管理担当者が実行した場合も含まれる。

また、統合労働法482条g号は、「企業秘密の侵害」行為を、正当な解雇理由として規定

している。ここにいう「秘密」は、あらゆる種類の秘密を包含する広い概念である¹⁴。

刑法典が規定する営業秘密関連犯罪行為は、表1のとおりである¹⁵。

表1：刑法典が規定する営業秘密関連犯罪行為

構成要件	刑罰	条文
信書の全部又は一部の不当な使用、隠匿、盗取若しくは隠滅のために、又はその内容を部外者に開示するために、営業所又は製造会社の出資者若しくは被用者の立場を濫用する行為	3 月以上 2 年以下の禁固	152 条本文
名宛人又は所持者に帰し、その開示が何人かに損害を与える可能性のある、秘密の私文書又は信書の内容を、正当な理由なく、第三者に開示する行為	1 月以上 6 月以下の禁固又は罰金	153 条本文
行政の情報処理組織又は情報保管組織に記録されているか否かを問わず、法律によって極秘又は秘匿とされている情報を、正当な理由なく開示する行為	1 年以上 4 年以下の禁固又は罰金	153 条補項 1 の A
職務、宗教上の任務、公務又は業務上知り得た、その開示が何人かに損害を与える可能性のある秘密を、正当な理由なく、第三者に開示する行為	3 月以上 1 年以下の禁固又は罰金	154 条本文
自己又は他人のために、第三者の動産（産業財産は動産とみなされる）を窃取する行為	1 年以上 4 年以下の禁固又は罰金	155 条本文

さらに、営業秘密侵害者に対しては、他の産業財産権侵害者に対するのと同様に、民法典に基づき、不法行為責任の追及（186 条）及び不当利得返還責任の追及（884 条本文）、精神的損害についての賠償責任の追及（11～21 条、52 条）を行うことができる¹⁶。

VIII 技術移転

従来、ブラジルでは、技術移転契約等によるロイヤルティの国外送金が実質的に規制されてきた。しかし、現行の産業財産法においては、「INPI は、第三者に対する効力を生じさせるために、技術移転を含む契約、フランチャイズ契約、その他同種の契約につき、その登録を行う。」と規定されている（211 条）。INPI に登録すべき契約としては、特許実施許諾契

¹⁴ 前掲『ブラジル知的財産法概説』133 頁。

¹⁵ 前掲『ブラジル知的財産法概説』133～134 頁。

¹⁶ 前掲『ブラジル知的財産法概説』134 頁。

約、意匠実施許諾契約、商標使用許諾契約、技術提供契約、技術・科学支援役務提供契約及びフランチャイズ契約がある¹⁷。後二者にいう「技術」には、特許権のない技術ノウハウ及び商工業上の秘密が含まれる¹⁸。要するに、現行の産業財産法の下では、技術移転契約等を INPI に登録することにより、当該契約は第三者に対する効力を生じ、金融機関を通じて、当該契約に規定されたロイヤルティの国外送金が可能である。また、国外送金するブラジル企業にとっては、税法上、当該ロイヤルティ相当金額の損金算入が可能となる。

ブラジルでは、ノウハウに関する契約について、「ライセンス」ではなく「譲渡」（但し、譲渡人から譲受人に権利が全て移転してしまい譲渡人は権利を失うのではなく、譲渡人にも権利が残る）であると考えられていること、契約期間は最大 5 年間（ノウハウが完全に譲渡されていない場合に 1 回更新可能）であること、秘密保持義務は契約終了後 5 年間までしか認められないこと等に留意を要する¹⁹。

IX エンフォースメント

ブラジルにおける知的財産権侵害に対する法的救済手段としては、①刑事的手段（刑事訴訟）、②水際措置及び③民事的手段（民事訴訟）等がある。

第一に、警察による捜査を経て、侵害者の刑事責任を追及するという刑事的手段がある。自己の知的財産権（特許権、意匠権、商標権、地理的表示、著作権、不正競争等）を侵害されたと考える者は、自ら収集した証拠を警察に提供して捜査を依頼する。これを受けて警察が必要な捜査を行い、検察官に捜査結果を報告する。検察官は、証拠及び捜査結果の報告に基づき、刑事事件として告発するか否かを判断する。刑事的手段は、民事的手段をとるための証拠保全に役立つほか、とくに著作権侵害のケースでは、一般に、民事的手段に比べて短時間で費用も安く、うまくいけば被疑者に対し禁固刑の判決が下される可能性もあるため、有効な手段であるといえる。

第二に、水際措置として税関での侵害品の輸出入の差止を行うという手段がある。産業財産法によると、税関は、職権又は利害関係人の請求により、税関検査を行う際に、偽造、模造若しくは模倣した商標を付した商品、又は虚偽の原産地を表示した商品を、差し押さえることができる。税関は、偽造、模造若しくは模倣した商標を付した商品等を発見した場合、商標権者に通知するとともに、そのサンプル及び写真を提供する。商標権者が 10 日以内に対応せず、又は合法的な商品であると申告してきた場合、当該商品の通関が許可される。税

¹⁷ INPI は、2015 年 12 月 1 日、第 156 号決議を公表した。当該決議によって、技術支援契約に関するいくつかの種類の契約は INPI に登録する必要がなくなった。ブラジル弁護士であるカラペト・ホベルト氏のブログ『BRAZIL 知財』

（ <https://brazilchizai.wordpress.com/> ）

¹⁸ 前掲『ブラジル知的財産法概説』71～75 頁。

¹⁹ カラペト・ホベルト著「中南米知財制度に関するセミナー」資料（2015 年 12 月 11 日）20 頁。

関は、商標権者に対し、通関差止のために適切な担保金を納付するよう求めることができる。なお、並行輸入品に関しては、特定の裁判所の判決が無ければ、税関は、差し押さえることはない²⁰。税関での侵害品の輸出入の差止は、著作権侵害の場合にも、さらには、実務上、特許権侵害及び意匠権侵害の場合にも認められることがある。

第三に、侵害行為の差止、被害の是正及び謝罪、損害賠償、侵害品等の押収を求めて、裁判所に民事訴訟を提起するという民事的手段がある。ブラジルには、連邦裁判所と州裁判所の各系列がある。連邦裁判所は、政府及び連邦機関が訴訟当事者となる行政訴訟を管轄する裁判所であり、INPIの決定に対する行政訴訟は、連邦裁判所が第一審裁判所となる。他方、州裁判所は、行政に関連しない刑事、民事、商事に関する法令違反訴訟を管轄する裁判所であり、知的財産権侵害訴訟は、州裁判所が第一審裁判所となる。知的財産権侵害訴訟の管轄は、被告所在地又は侵害発生地 of 州裁判所に認められる。この他、知的財産権契約への違反に関する訴訟、不正競争に係る訴訟も、州裁判所が管轄する。訴訟時効は5年である。サンパウロやリオデジャネイロには、知財事件を集中的に処理する裁判所がある²¹。

損害賠償額は、「権利を侵害された者がその侵害が無ければ得られた利益」により定められる。そして、当該利益は、①侵害が無かった場合に権利を侵害された者が得られた利益、②権利を侵害した者が得た利益、③権利を侵害した者が、その対象を適法に実施することを許諾する権利の付与により、侵害を受けた権利者に支払ったであろう対価の3つのうち、権利を侵害された者にとって最も有利な基準が適用される。

X おわりに

以上、ブラジルの知的財産法制度の概要を紹介したが、ブラジルの知的財産に関する法令は、(ある程度の日本語訳及び英語訳はあるものの、)ポルトガル語で記述されており、また、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、今後のブラジルの発展可能性、及び日本企業のブラジル進出の増加傾向等を考えると、今後も、ブラジルの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.14198』（経済産業調査会、2016年、原題は「世界の知的財産法 第9回 ブラジル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするも

²⁰ ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ブラジル」の「侵害」29頁。<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/Brazil.html>

²¹ 前掲「侵害」33頁。



のであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。